

ムトス飯田賞 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「ムトス」の言葉にふさわしい活動や取り組みを実施する、団体や個人の功績を称え表彰するとともに、ムトス飯田賞によって、その生き生きと活動する姿が多くの市民の秘めたムトス精神に働きかけ、市民活動や協働がより一層広がることを目的とする。

(賞の名称)

第2条 賞の名称は、「ムトス飯田賞」(以下「本賞」という。)とする。

(表彰者)

第3条 表彰者は、ムトス飯田推進委員会会長とする。

(表彰の対象)

第4条 表彰の対象は、自らが地域の担い手として役割を務め、飯田市の将来に向けて示唆的で主張ある活動をし、活力ある地域づくりに寄与していると認められる飯田市内の団体や個人とする。

(選考基準)

第5条 本賞の受賞対象となる活動は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 「まさに…しようとする」という前向きな意志を持ち、意欲活動を継続して行っている、または顕著な適時性があること。
- (2) 他の団体や個人の活動に対して良好な影響を与え、波及性があること。
- (3) 地域社会への貢献が認められ、地域づくりに進んで参加するなど協働の精神が認められること。

(表彰の候補)

第6条 表彰の候補は、推薦による募集とする。

- 2 応募は自薦、他薦を問わない。所定の応募用紙に必要事項を記入して推薦する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、毎年1回行う。

- 2 表彰は、表彰状及び記念品を授与する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、募集方法、募集期間、選考方法及び表彰期日など表彰に必要な事項は、ムトス飯田推進委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月3日から施行する。

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。

※「ムトス」「ムトス飯田賞」「協働」「表彰の対象」とする団体については、別表のとおり。

■ムトス

「ムトス」とは、「ん・と・す」という言葉を引用したもので、「まさに…しようとする」という意思を表す言葉(「…せむ（ん）とす」)。英語の Will と同じで、行動への意思や意欲を表している。

昭和 57 年 3 月に飯田市が作成した「10 万都市構想」で理想とする都市像の実現に向けての行動理念・合言葉として「ムトス」を使用した。理想都市実現に向けての市民一人ひとりの「しようとする」意志力を意味している。以来、地域づくりの合言葉として「ムトス飯田」を使用している。

わたしたちは「・・・しようとする。 = ・・・せんとする。 = ・・・せむとする。」この人間の自発的な意志力を源とする、まちづくりを表す言葉に「ムトス」を用い、そのムトスの集まる街を「ムトス飯田」と呼ぶ。また、「ワンムトス、ワンステップ」を合言葉としたい。

(『10 万都市構想 田園都市をめざして ムトス飯田』から引用)

「地域を想い、自分ができることからやってみよう」という団体が数多く育ってきており、「ムトス」の名のもとに自発的な意思や意欲、具体的な行動による地域づくりが展開されている。

さらに、飯田市では「ムトス」という言葉を昭和 62 年に商標登録し、各種の構想・計画に使用している。(例: 昭和 63 年「ムトス飯田・学習交流都市構想」策定)

■ムトス飯田賞

昭和 60 年 9 月 26 日、飯田金物（株）の大平文人社長から、「ムトス飯田の精神を広めるために役立ててください」との主旨で 200 万円の寄付を頂いた。飯田市では、ムトス飯田賞を設置し、ムトスの精神が際だっており、飯田の将来に向けて示唆的で主張のある活動をされている団体・個人を表彰することに決定した。当初は、基金 200 万円の利息で運用を開始した。

ムトスの活動を讃え励ます気持ちと、受賞者の活動する姿が多くの市民のムトスを呼びおこし、大きな輪になって広がっていくことへの期待が込められている。

令和 4 年度までに 80 団体・2 個人を表彰している。

■協働

複数の主体が何らかの目標を共有し、お互いの不足を補い合い相互理解して、自主性を尊重し、協力して取り組む状態およびパートナーシップをいう。

■表彰の対象とする団体

表彰の対象とする「団体」とは、法人格を有する事業者や企業も含む。